

令和4年度

不動産・建設経済局関係
予算概算要求概要

令和3年8月

国土交通省不動産・建設経済局

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| I. 不動産・建設経済局関係予算概算要求総括表 | 1 |
| II. 不動産・建設経済局関係予算概算要求の基本方針 | 2 |
| III. 主要施策 | |
| 1. 所有者不明土地等対策の推進 | 3 |
| 2. 不動産情報インフラの整備 | |
| (1) 地籍整備の推進 | 5 |
| (2) 不動産情報の整備・提供の充実等 | 9 |
| (3) 地理空間情報の充実・活用推進 | 11 |
| 3. 不動産市場の環境整備 | |
| (1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進 | 13 |
| (2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進 | 16 |
| 4. 建設市場の環境整備 | |
| (1) 建設産業の働き方改革の実現 | 18 |
| (2) 建設産業の担い手確保・育成 | 20 |
| (3) 建設産業の生産性向上 | 24 |
| 5. 建設産業・不動産業の海外展開の推進 | 25 |
| 6. デジタル・ガバメントの推進 | 27 |

I. 不動産・建設経済局関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

| 区 分 | 令和4年度 | うち 新たな 成長推進枠 | 前年度 予算額 | 倍 率 |
|------------------------------------|--------|--------------------|------------|------|
| | (A) | | | |
| <u>1. 所有者不明土地等対策の推進</u> | 199 | 199 | 85 | 2.34 |
| <u>2. 不動産情報インフラの整備</u> | 17,033 | 2,368 | 15,604 | 1.09 |
| (1) 地籍整備の推進 | 12,384 | 2,184 | 11,142 | 1.11 |
| うち・地籍調査の推進 | 11,854 | 1,739 | 10,700 | 1.11 |
| ・効率的な手法の導入推進等による地籍調査の円滑化・迅速化 | 273 | 273 | 224 | 1.22 |
| ・民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進 | 172 | 172 | 133 | 1.29 |
| (2) 不動産情報の整備・提供の充実等 | 4,138 | 25 | 4,146 | 1.00 |
| うち・地価公示の着実な実施 | 3,720 | 0 | 3,720 | 1.00 |
| (3) 地理空間情報の充実・活用推進 | 511 | 159 | 317 | 1.61 |
| うち・人流データ利活用のための流通環境整備 | 134 | 59 | 84 | 1.61 |
| <u>3. 不動産市場の環境整備</u> | 214 | 181 | 99 | 2.16 |
| うち・不動産IDの利活用促進・情報連携促進に向けた検討経費 | 30 | 30 | 0 | 皆増 |
| ・不動産取引環境の整備 | 76 | 76 | 36 | 2.13 |
| <u>4. 建設市場の環境整備</u> | 566 | 140 | 510 | 1.11 |
| うち・建設産業の働き方改革の実現 | 167 | 75 | 127 | 1.32 |
| ・誰もが安心して働き続けられる環境整備 | 19 | 0 | 30 | 0.64 |
| ・建設分野における外国人受入れの円滑化・適正化 | 236 | 55 | 220 | 1.08 |
| <u>5. 建設産業・不動産業の海外展開の推進</u> | 142 | 45 | 87 | 1.63 |
| <u>6. デジタル・ガバメントの推進（デジタル庁一括計上）</u> | 0 | 0 | 10 | 皆減 |
| <u>7. その他</u> | 205 | 0 | 325 | 0.63 |
| 合 計 | 18,360 | 2,933 | 16,719 | 1.10 |
| 合 計（デジタル庁一括計上予算含む） | 19,207 | 3,513 | 16,719 | 1.15 |

(注1) 上記の「地籍調査の推進」経費は、地籍調査費負担金、社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助分である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入によっているため、合計及び倍率は、一致しない場合もある。

(注3) 「6. デジタルガバメントの推進」については要求額全額がデジタル庁一括計上予算（580百万円（新たな成長推進枠））である。上記を含め不動産・建設経済局として令和3年9月1日設置予定のデジタル庁一括計上分として847百万円がある。

(注4) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

Ⅱ. 不動産・建設経済局関係予算概算要求の基本方針

令和4年度不動産・建設経済局関係予算概算要求においては、

- ・所有者不明土地等対策の推進
 - ・第7次十箇年計画の下での地籍整備の効率的かつ重点的な推進
 - ・地価公示の着実な実施、不動産市場の動向把握
 - ・地理空間情報の充実・活用の推進
 - ・不動産IDの利活用促進・情報連携促進に向けた検討
 - ・新・担い手3法を踏まえた建設産業の働き方改革、担い手の確保・育成の推進
 - ・地方公共団体等における施工時期の平準化の推進
 - ・建設分野における外国人の受入れの円滑化・適正化
 - ・建設企業等の海外ビジネス環境整備・ビジネス機会の創出の推進
 - ・建設業や宅建業におけるデジタル・ガバメントの推進
- 等に重点的に取り組む。

一般会計

総 額：18,360百万円（1.10）
（うち新たな成長推進枠2,933百万円）

不動産・建設経済局関係予算の全体像

所有者不明土地等対策の推進

- 所有者不明土地等の発生の抑制に資する取組の推進
- 低未利用土地等の円滑な利活用を図るランドバンクの普及

不動産情報インフラの整備

- 災害への備え、インフラ整備の円滑化、民間都市開発の推進等に資する「地籍整備」の推進
- 不動産取引の指標、課税評価の基準等となる「地価公示」の着実な実施
- 不動産情報の整備・提供の充実等

不動産市場の環境整備

- 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進
- 良好なストック形成のための不動産投資の推進

建設市場の環境整備

- 建設業の働き方改革の推進
- 建設業の担い手確保・育成
- 建設業の生産性向上の推進

建設産業・不動産業の海外展開の推進

- 海外ビジネス環境整備・創出
- 国際ビジネス支援

デジタル・ガバメントの推進（建設業・宅地建物取引業）

Ⅲ. 主要施策

1. 所有者不明土地等対策の推進

所有者不明土地等の発生の抑制に資する取組の推進

100百万円【新規】

うち新たな成長推進枠100百万円

改正土地基本法（令和2年3月施行）において、所有者が不明である土地の発生の抑制に対する国等の努力義務が規定されたこと等を踏まえ、次期通常国会において所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（所有者不明土地法）の見直しを行い、所有者不明土地の円滑な利活用・管理の確保を図るための仕組みの拡充や、低未利用土地の利活用の促進等に関する施策を講ずることとしている。

こうした新たな仕組みの活用に取り組む地方公共団体等を支援し、所有者不明土地等の発生や将来の国庫帰属化（相続土地国庫帰属法による）の未然防止に寄与する。

<支援内容>

- ・ 市町村が実施する土地の実態把握
- ・ 所有者不明土地等の利活用の手法等を検討するための基礎調査
- ・ 草木の伐採や物件の除去等の管理不全の解消
- ・ 狭小土地等の取得の促進 等

所有者不明土地



防災空地、防災倉庫



（出典）神戸市 HP

放置された土地の利活用のイメージ

低未利用土地等の円滑な利活用を図るランドバンクの普及

99百万円（前年度37百万円）

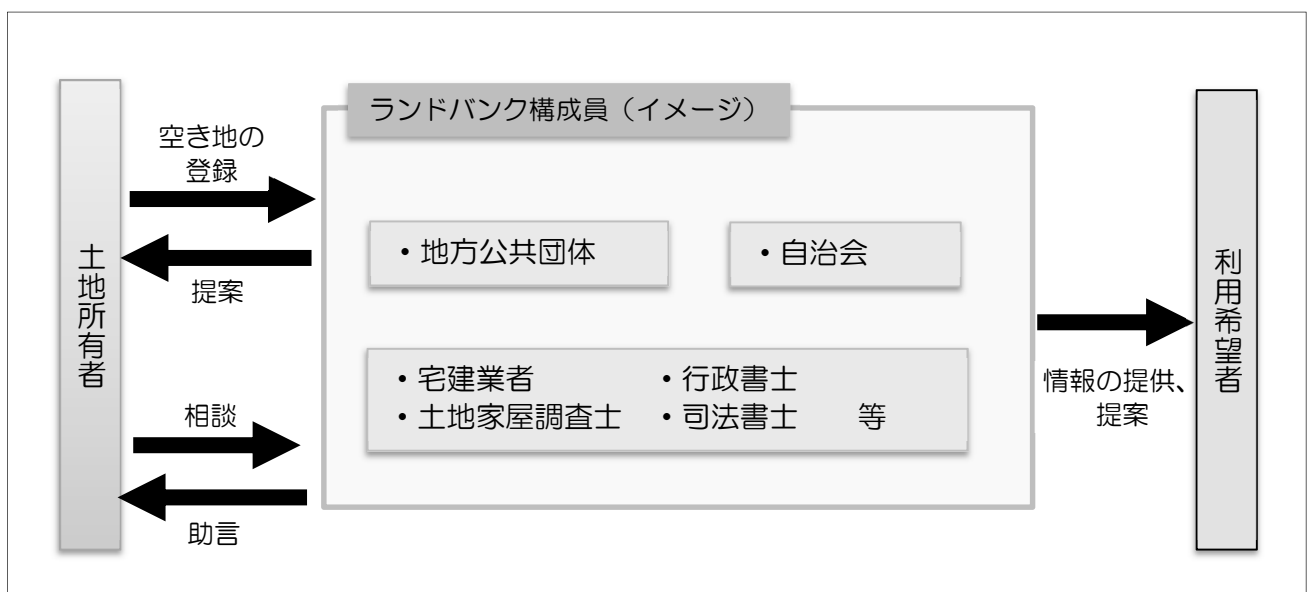
うち新たな成長推進枠99百万円

所有者が不明である土地等への対策のさらなる加速を図るため、次期通常国会において所有者不明土地法の見直しを行い、所有者不明土地の発生抑制、解消、円滑な利用及び管理の確保に関する施策を講ずるほか、低未利用土地の利活用の促進等に関する施策を講ずることとしている。

その一環として、「所有者不明土地等対策推進法人（いわゆる「ランドバンク」）」（仮称）指定制度等を創設し、新たな仕組みを普及・定着させるため、必要な知見の収集・共有、課題分析のほか、地域における当該普及活動等の支援を行う。

<内 容>

- ・ 先導的な取組を行う団体等を対象とした、「所有者不明土地等対策推進法人（いわゆる「ランドバンク」）」（仮称）指定制度等の新たな仕組みの普及・定着に資するノウハウの収集や成果等の共有、新たな見直しに向けた課題の分析等
- ・ ランドバンク（指定の申請を検討している団体を含む）、及びこれらが行う業務の関係者に対し、専門的知見を有する人材の派遣及び育成を行うための仕組みの構築
- ・ その他、所有者探索の簡素化に関する知見の収集、及び所有者不明土地連携協議会の支援 等



ランドバンクのマッチング・コーディネートイメージ

2. 不動産情報インフラの整備

(1) 地籍整備の推進

地籍調査の推進

11,854百万円（前年度10,700百万円）

うち新たな成長推進枠1,739百万円

※ 上記の金額は、地籍調査費負担金、社会資本総合整備事業の社会資本整備円滑化地籍整備事業及び社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助分である。

地籍調査は、災害後の迅速な復旧・復興、社会資本整備、土地取引の円滑化等のためにも着実な推進が求められている。

令和2年5月に策定された第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、所有者不明の場合等であっても円滑に調査を進めるための新たな調査手続の活用や、都市部・山村部の地域特性に応じた効率的な調査手法の導入を図りつつ、政策効果の高い地域での地籍調査を重点的に支援することにより、地籍調査を推進する。

<内 容>

- ・ 市町村等が実施する地籍調査の経費の一部に対して、負担金等を交付
- ・ 交付にあたっては、社会資本整備、防災対策、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策の円滑化に資する地籍調査を重点的に支援

地籍調査とは

- ・ 国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界や面積等を調査(主な実施主体は市町村)
- ・ 現在は、国土調査促進特別措置法による第7次十箇年計画(R2~R11)に基づき実施
- ・ 成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる

公図：明治の地租改正に伴い作られた図面

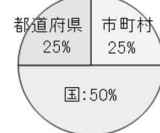


地籍図：境界が正確な地図



【地籍調査費の負担割合】
(市町村実施の場合)

〔特別交付税措置により、都道府県・市町村の負担は各々実質5%〕



地籍調査の主な効果(施策との連携)

防災対策の推進(復旧・復興の迅速化等)

■平成30年7月豪雨における直轄砂防事業
(広島県呉市天応地区)
県内で地籍調査未実施の地区と比べて境界確認が不要となり、約3ヶ月早く事業に着手。



正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

社会資本整備の効率化

■西九州自動車道(伊万里松浦道路)
※国直轄事業(長崎県松浦市)
事業地区において地籍調査が実施済みだったため、事業期間が少なくとも約2年(推計)短縮された。



民間都市開発の推進

■虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業
(東京都港区)
虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業では、地籍調査が未実施だったため、土地の境界の確認や地積の確定に、多大な手間と期間(約10年)を要した。



第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）の概要（地籍調査関連）
 <令和2年5月26日閣議決定>

1. 「迅速かつ効率的な実施を図るための措置」を位置付け

- 令和2年の国土調査法等の改正に基づき、新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進する旨を記載

2. 地籍調査の円滑化・迅速化を見込んだ事業量を設定

- 効率的な調査手法の導入により、第6次十箇年計画における実績事業量約1万km²と比較して1.5倍の進捗を目指すよう、事業量を設定

調査の実施にあたっては、防災対策、社会資本整備、まちづくり、森林施業・保全、所有者不明土地対策等の施策と連携

3. 新たな指標（優先実施地域での進捗率）の提示

- 優先度の高い地域から地籍調査を実施するとともに、国民に対しその進捗を分かりやすく説明する観点から、第6次計画において用いている「調査対象地域での進捗率」に加え、新たに「優先実施地域での進捗率」を提示

効率的な調査手法の例

【新たな調査手続の活用】

- 所有者探索のための固定資産課税台帳等の利用
- 新たな現地立会いルール等の活用

【地域特性に応じた調査手法の導入】

- リモートセンシングデータ（航空写真等）の活用 等



作成した筆界案を
集会所等で確認

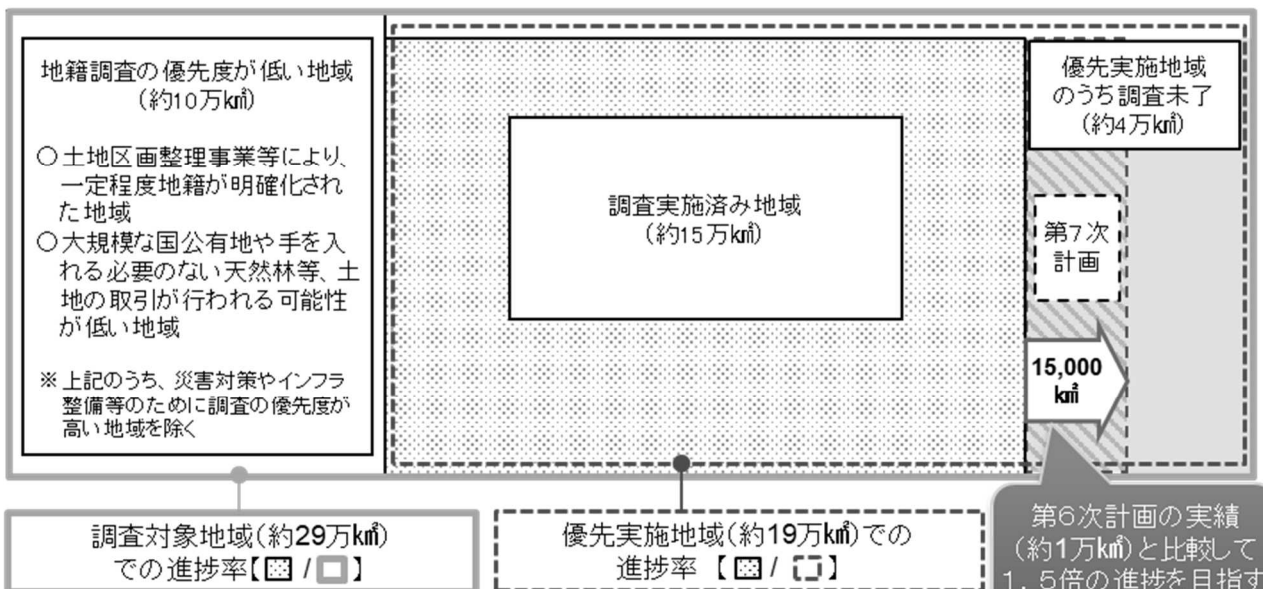
※上記のほか、民間等の測量成果の活用や、未着手・休止市町村の解消を計画に位置付け。

計画事業量 □ 十箇年間で **15,000km²**

進捗率目標 □ 優先実施地域での進捗率
 令和元年度末：79% →
 令和11年度末：**87%**（約9割）

□ 調査対象地域全体での進捗率
 令和元年度末：52% →
 令和11年度末：**59%**（約6割）

優先実施地域等のイメージ図



効率的な手法の導入推進等による地籍調査の円滑化・迅速化

273百万円（前年度214百万円）

うち新たな成長推進枠273百万円

地籍調査の円滑化・迅速化に資する効率的で先進的な手法を用いて国が基礎的な情報を整備し、当該手法の適用事例や技術的課題への対応方法等を蓄積・普及することを通じて、市町村等における効率的な地籍調査手法の導入の推進を図る。

また、地籍調査の円滑な推進のため、地籍調査の経験豊富な有識者を市町村等に派遣し、調査上の課題の克服に向けた助言を行う地籍アドバイザー派遣制度等により、市町村等を支援する。

<内 容>

○効率的な手法導入推進基本調査

地域特性に応じた効率的な新手法の市町村への導入を推進するため、以下の取組を国が実施

- ・ MMS（モバイルマッピングシステム）による計測データ等を活用した官民境界の基礎的情報の整備
- ・ 空中写真、航空レーザ測量データ等のリモートセンシングデータの整備
- ・ 事例・技術的課題への対応方法等の蓄積・普及

地域特性に応じて実施

| OMMS（モバイルマッピングシステム）等活用型 | ○リモートセンシングデータ活用型 |
|--|--|
| <p>MMSによる計測</p>  <p>MMSの成果や民間測量成果、公物管理者情報から官民境界（赤線）の案を作成</p>  <p>計測結果等を基に各種データを整備・提供</p>  <p>バーチャル画像（3D）</p> <p>民間測量成果の活用 公物管理者情報の活用</p> <p>三次元点群データ</p> | <p>航空機等による広範囲の測量</p>  <p>空中写真</p>  <p>微地形表現図</p>  <p>林相識別図</p>  <p>GPS受信機</p>  <p>レーザー測距装置 カラーデジタルカメラ</p>  <p>電子境界簿</p>  <p>急峻な山岳地等での立会いを回避</p>  <p>立会い等の効率化</p>  <p>集会所等で筆界確認</p>  |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ MMSを搭載した車両を走行させることで、道路沿いの広範囲のデータを短時間で計測することが可能となり、現地測量の時間やコストを削減。 ・ また、図面、簿冊に加え、調査過程で得られるバーチャル画像（3D）や三次元点群データ等を用いることにより現地立会等を効率化。 <p>（参考）MMS（車載写真レーザ測量システム：モバイルマッピングシステム）とは車両にGNSS（全球測位衛星システム）、3Dレーザスキャナ、カメラ等の機器を搭載し、移動しながら道路及び周辺を計測するシステム。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来よりも広範囲の測量を現地に行くことなく実施することが可能となり、作業の大幅な迅速化が可能。 ・ また、リモートセンシングデータ等から作成される微地形表現図、林相識別図等を活用することにより、現地立会の代わりに、集会所等で確認を行うことで、立会に要する時間や労力を効率化。加えて現地立会に伴う危険も減少。 |

○地籍調査推進のための市町村への支援

- ・ 市町村等が直面する調査上の課題を克服して、円滑に調査を進めるため、国が地籍調査に関する豊富な知識や経験を有する有識者（地方公共団体の職員・測量士・土地家屋調査士等で国が指定する者）を派遣し、助言を行う地籍アドバイザー派遣制度の更なる活用を推進
- ・ 新制度・新手法の活用を含め、市町村等の参考となる情報を発信

民間等の測量成果を活用した都市部における地籍整備の推進

172百万円（前年度143百万円）

うち新たな成長推進枠172百万円

地籍整備が特に遅れている都市部においては、防災対策、まちづくり等に寄与する観点から、地籍整備の一層の推進が求められている。このため、民間事業者や地方公共団体の公共事業部局等が作成する地籍調査以外の測量成果を、地籍調査と同等以上の精度・正確さを有するものとして地籍整備に活用できるよう支援を行う。

<内 容>

○ 地籍整備推進調査費補助金

都市部において各種測量を行う民間事業者等や、既存測量成果を活用しようとする地方公共団体等が、積極的に19条5項指定申請（※）を行えるよう、申請に必要な測量・調査に要する経費に対し、補助金を交付

【地籍整備推進調査費補助金の概要】

事業主体：民間事業者、地方公共団体

地域要件：人口集中地区又は都市計画区域

対象経費：19条5項指定申請に必要な測量・調査に要する経費
（調査計画等策定、境界情報等整備、成果等作成）

補助率：地方公共団体 1/2以内

民間事業者 1/3以内

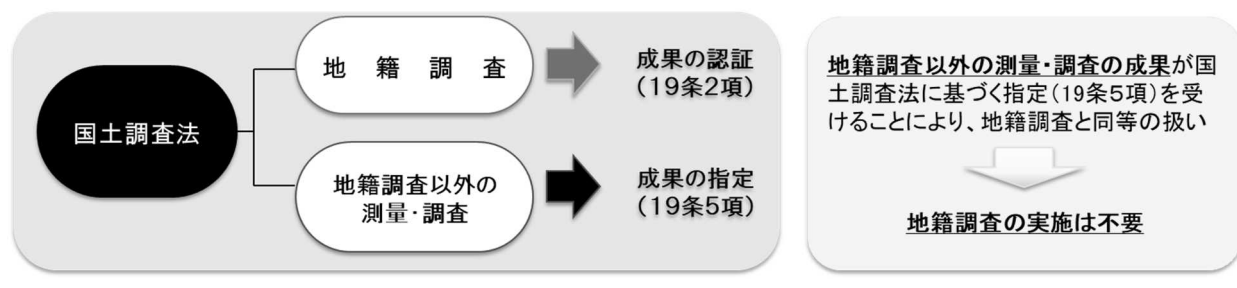
※間接補助の場合、地方公共団体の補助する額の1/2が限度



※【国土調査法第19条第5項指定】

土地に関する様々な測量・調査の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合には、当該成果を地籍調査と同様に取り扱えるよう国土交通大臣等が指定する制度

（令和2年の国土調査法改正により、地籍調査の実施主体（市町村等）が民間事業者等に代わって19条5項指定申請（代行申請）できる制度を新たに導入）



(2) 不動産情報の整備・提供の充実等

地価公示の着実な実施

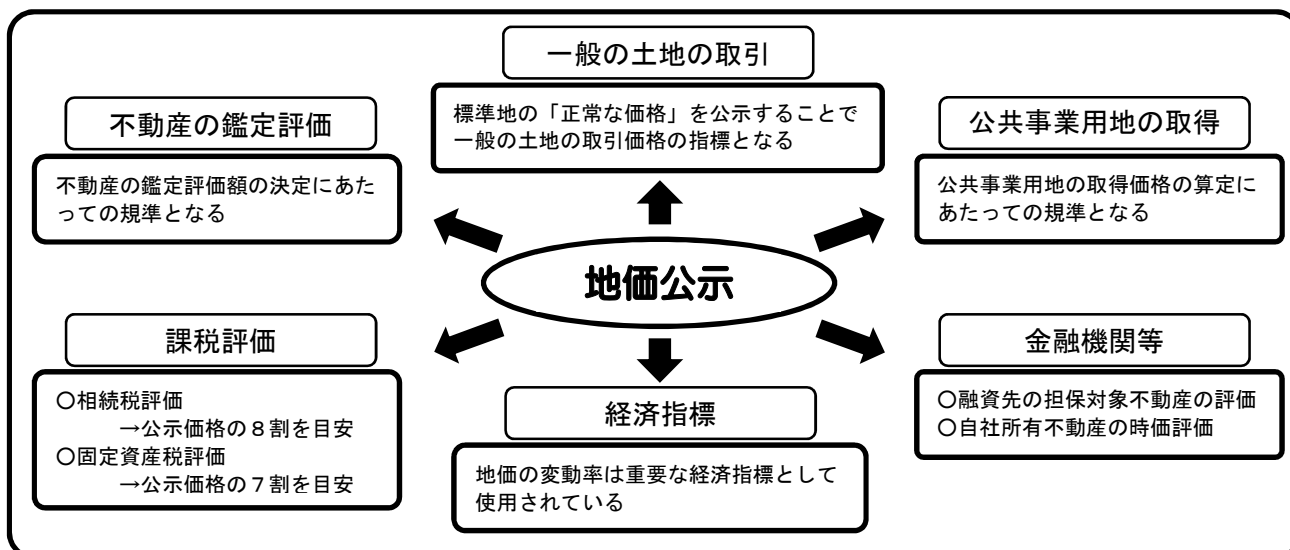
3,720百万円（前年度3,720百万円）

不動産取引の指標や課税評価の基準等の役割を担う重要な制度インフラである地価公示について、その役割を十分に果たすため全国26,000地点で着実に実施する。

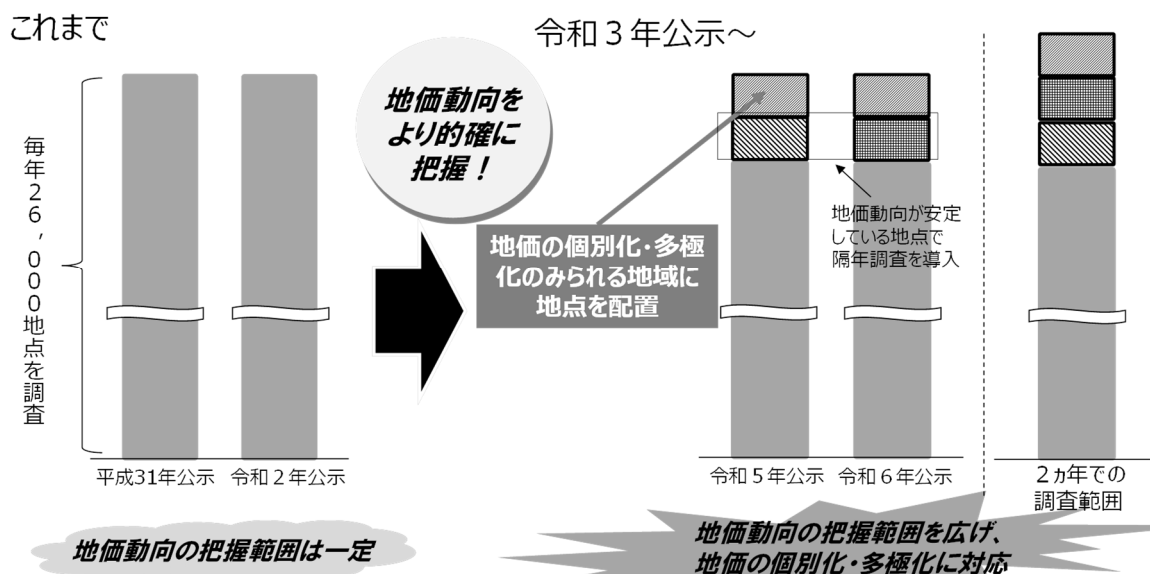
<内 容>

○地価公示

- ・地価公示法に基づき実施（1月1日時点における標準地の価格を3月に官報公示）
- ・全国に26,000地点の標準地（調査地点）を設置し実施
- ・地価動向が安定している地域において隔年で調査を行うとともに、地価の個別化・多極化が見られる地域での調査地点を確保する調査方法の見直しを引き続き試行



地価公示の調査方法の見直しの試行（地価の個別化・多極化への対応）



不動産取引価格情報の提供

213百万円（前年度230百万円）

不動産取引の活性化のためには、不動産取引における情報の非対称性の解消、不動産市場の透明性向上が必要。このため、不動産の取引当事者へのアンケート調査により、不動産取引価格情報を収集し、四半期毎に、国土交通省ホームページにおいて提供を行う。

また、不動産市場の動向の変化を早期に把握するため、市場動向の詳細分析を行う。

<内 容>

○不動産取引価格情報の提供

- ・対象物件の種類：更地（宅地）、建付地、中古マンション 等
- ・情報提供項目：所在地、取引価格、土地の面積・形状、建物の用途・構造、延床面積、建築年、最寄駅、今後の利用目的 等
- ・提供件数：約430万件（H18.4～R3.3時点累計）

○不動産取引情報等の詳細分析

不動産取引価格情報の整備・公表の過程で産出される情報や、不動産市場における新築不動産・中古不動産の流通情報を基に、市場動向の変化を早期に把握することを目的として、不動産市場の情報分析を行う。

不動産情報の動向指標の提供・充実

47百万円（前年度45百万円）

リーマンショックの発生を受け、IMF等は将来の金融危機の発生に備えて、市場動向を把握するため、G20諸国に対し、経済・金融に関する統計整備を要請した。当該要請を踏まえ、不動産市場の動向を的確に把握するため、不動産価格指数、既存住宅販売量指数及び法人取引量指数の作成・公表等を行う。

<内 容>

○不動産価格等の動向指標の構築経費

- ・不動産価格指数(住宅・商業用不動産)の安定的な運用：指数算出用のデータの整備、算出プログラムの修正
- ・既存住宅販売量指数の安定的な運用：指数算出用データ整備、算出プログラム修正
- ・法人取引量指数の公表と安定的な運用：算出プログラムの構築等、令和4年度を目標とした公表・運用に向けた検討
- ・不動産賃料指数：新型コロナウイルス感染症による影響を多面的に分析するため、新たな指標として不動産賃料指数の課題整理、作成・公表に向けた検討

(3) 地理空間情報の充実・活用推進

人流データ利活用のための流通環境整備

134百万円（前年度84百万円）

うち新たな成長推進枠59百万円

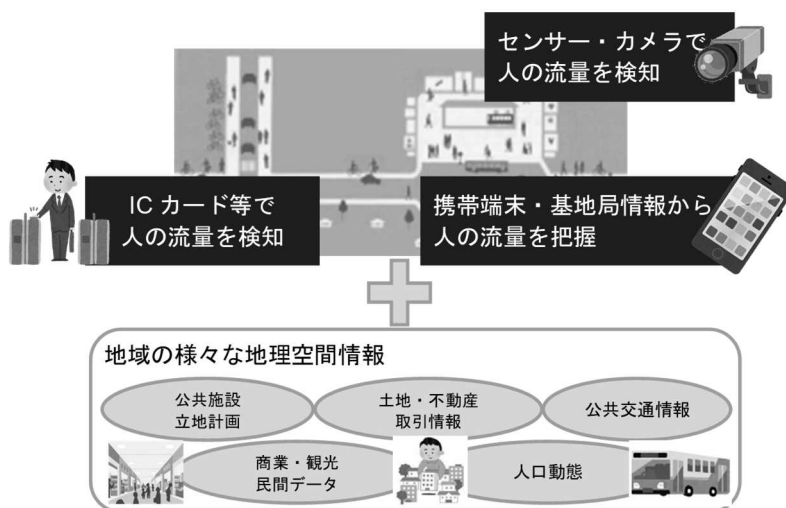
地理空間情報については、近年の技術の進展によって、人流の動向や変化を簡便に的確に把握できるようになってきている。

このようなデータを活用し、「新たな日常」下における人々の行動パターンの変容を正確に把握・分析することで、観光振興、交通計画、まちづくり分野等における EBPM による的確な施策立案を推進し、効果的な地域課題解決や新たなサービス創出を図る。

同様に地域課題解決の検討等において基礎となる土地・不動産情報の GIS（地理情報システム）を用いた可視化及び活用推進に向けた環境整備にも取り組む。

<内 容>

- ・ 人流データの利活用に関する手引きについて、個人情報匿名化や処理方法、データの取得方法や分析手法、オープンデータ化の際の公開範囲やデータ形式など、その内容の充実を図り、一般に普及するための広報活動を行う。
- ・ 人流データの機械判読を容易にするよう統一フォーマット形式について検討を行い、データを可視化して分析・検討・活用を促進するためツールを試作・オープンソースとして公開する。
- ・ 地域課題解決の検討等において基礎となる土地や不動産に関する情報について、GIS（地理情報システム）を活用して集約・可視化する基盤の構築について検討する。



人流データをはじめとする地理空間情報を源泉としてイノベーションを推進し、世界最先端技術を高度に活用可能な社会（G 空間社会）の実現

国土数値情報の整備

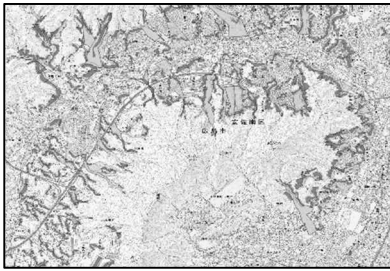
100百万円（前年度98百万円）

うち新たな成長推進枠100百万円

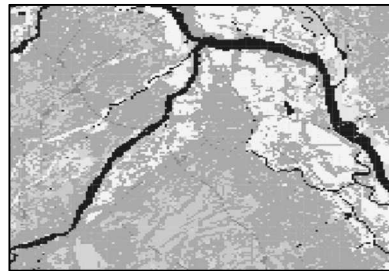
防災・減災に資する土砂災害警戒区域等の災害リスク情報や全国の土地利用の変遷など、社会のニーズに応じた地理空間情報を、GIS（地理情報システム）で分析可能なデータである国土数値情報として整備・公開する。

<内 容>

- ・ 災害が頻発化・激甚化する中、災害リスク情報のデジタル化、オープンデータ化を加速するため、内水浸水想定区域等の新たなデータ整備を実施するとともに、洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域の新規指定箇所の追加更新等を行う。
- ・ 国土の利用の状況を全国同一基準で区分する土地利用データの更新を行う。
- ・ 不動産取引に資する福祉施設や学校、学校区等の生活関連情報のデータ更新を行う。



土砂災害警戒区域



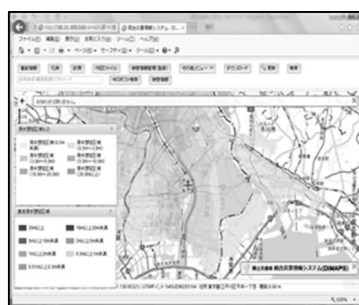
土地利用



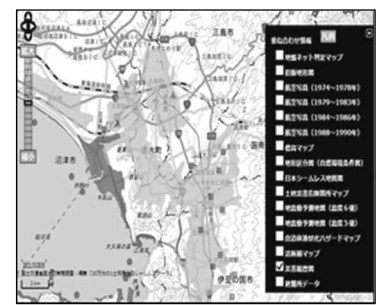
内水氾濫



ハザードマップ



防災・災害
対応システム



不動産等に関する
情報提供サービス

社会のニーズに応じた基盤的な地理空間情報を整備・提供することで
国・地方公共団体・民間事業者等を支援

3. 不動産市場の環境整備

(1) 不動産ストックの利活用・流通活性化の推進

不動産 ID の利活用促進・情報連携促進に向けた検討

30百万円【新規】

うち新たな成長推進枠30百万円

現在、我が国の不動産分野においては、官民の各主体によって、多様な形でデジタル化の取組が進められている中、各不動産に紐づく共通コードが存在しないことから、各主体間を跨いだ情報の名寄せができず、不動産関連の情報連携が困難となっている。そこで、不動産業全体の生産性向上、消費者の利便性向上、不動産市場の透明性向上による不動産取引の活性化等を図るため、各不動産の共通コードとして不動産 ID のルール整備を行うこととしているところ、不動産 ID の利活用促進、不動産 ID を活用した不動産に関連する多様な情報の連携促進に向けて、以下の内容を検討する。

<内 容>

- 不動産 ID に使用する番号の簡易・低廉な確認手法のあり方に関する検討
 - ・不動産 ID に使用する番号の簡易・低廉な確認手法について、想定されるスキームやデータ整備等のあり方に関する調査・分析等を行う
- 不動産に関連する多様な ID・データベース等との連携のあり方に関する検討
 - ・不動産関連の ID・データベース等との連携方法や必要なシステム改修等のあり方に関する調査・分析等を行う
- 不動産関連情報の連携における個人情報保護法関係の検討
 - ・不動産関連情報の連携における個人情報保護規制に係る論点に関する調査・整理を行う

不動産取引環境の整備

76 百万円（前年度 36 百万円）

うち新たな成長推進枠 76 百万円

既存住宅ストックの活用の一層の推進を図るため、消費者が安心して不動産取引ができる環境の整備を進める。

<内容>

○ 不動産の取引環境整備等に係る調査・検討

我が国の不動産流通市場の活性化のためには、市場の透明性・信頼性の向上が不可欠であり、不動産関連データの量及び質の向上が重要な課題であることから、消費者・事業者における不動産関連データの充実に向けた調査検討を行う。

また、既に本格運用を開始した IT を活用した重要事項説明に加えて、令和 4 年 5 月までにデジタル整備法が施行され、宅建業法上の契約締結時書面の電磁的方法による交付が可能となる。この機をとらえ、デジタル技術を活用等することで、生産性向上に資する不動産 DX を推進するための実証事業、調査検討を行う。

- ・ 消費者向け不動産関連データの充実に向けた RMI（Reins Market Information）の機能向上に係る調査・検討
- ・ 不動産関連データを有効活用した不動産事業者の生産性向上・消費者への情報提供充実、不動産関連データの連携・集積に係る調査・検討
- ・ 不動産取引にかかる手続き等のコスト低減に向けたデジタル技術の活用に係る調査・検討・実証事業

○ 空き家・空き地の流通・活用促進

これまで空き家・空き地の市場への流通を促進するため、消費者への情報発信を強化するべく「全国版空き家・空き地バンク」の整備を進めてきた。

一方で、空き家・空き地の流通については、取引の局面において、その特性から様々な課題(空き家の価格査定や物件調査に要する費用負担の扱いなど)も指摘されていることから、実態の把握・取引における事業者の対応のあり方の検討を行い、更なる空き家・空き地の流通促進を図る。

- ・ 物件の現地調査等に要する作業負担等の実態調査
- ・ 事例に乏しい空き家の価格査定等の方法に係る先進的な事例の調査検討 等



不動産管理業における適切な管理の推進

33百万円（前年度33百万円）

今後の人口減少社会においては、既存の不動産ストックの質を高め有効に活用する「ストック型社会」実現が重要である。不動産ストックの価値の維持・向上を図る「不動産管理業」の重要性が拡大する背景のもと、賃貸住宅管理業について、本年6月に新法が完全施行されるなど、各管理業において法制度を整備してきた。

これらの不動産管理業に係る法制度の効果を確実なものとし、各業者における事業の適正な運営を確保するために、各法の詳細の実態調査・効果検証を行う。

また、地域コミュニティの形成に向けた産業横断的な連携など、新たな不動産管理モデルの創出に向けた取組を促進するための環境整備・産業振興策の検討を進める。

<内 容>

○不動産管理業の実態調査及び制度改善に向けた検討

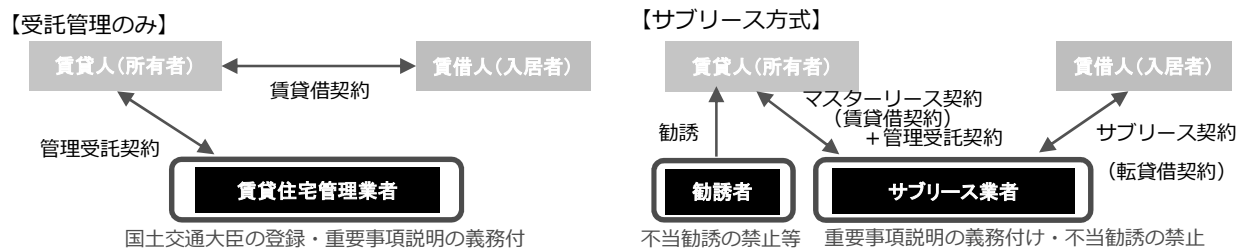
- ・ 賃貸住宅管理業（賃貸住宅管理法）
 - ・ 法施行前後でのトラブル等の発生状況など新法の運用状況全般の調査
 - ・ 法の効果検証・賃貸住宅管理業の更なる適正化に向けた検討
- ・ 住宅宿泊管理業（住宅宿泊事業法）
 - ・ コロナ禍を経た情勢変化等を踏まえた運用状況調査
 - ・ 法施行後3年での効果検証・住宅宿泊管理業の更なる適正化に向けた検討

※マンション管理業についても実態調査を実施

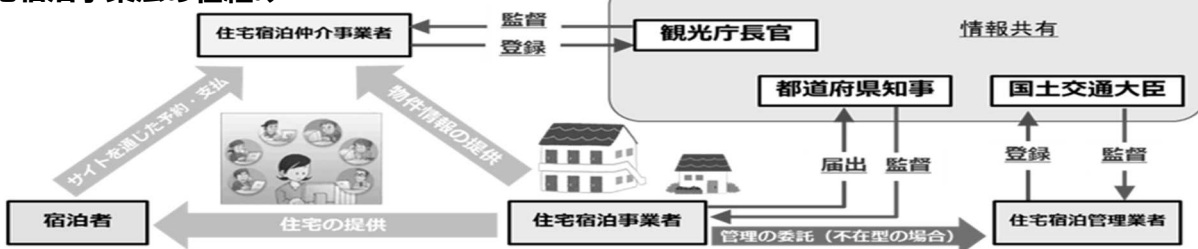
○不動産管理を核とした新たな地域価値の創造に向けた産業振興策の検討

- ・ 各地における不動産管理による地域価値創造の先進的事例の実地調査
- ・ 不動産事業者等がまちづくり・コミュニティ形成を行う際の参照事例集作成 等

賃貸住宅管理業法の仕組み



住宅宿泊事業法の仕組み



(2) 良好なストック形成のための不動産投資の推進

ESG 投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備

30百万円（前年度 11百万円）

うち新たな成長推進枠 30百万円

年々投資家の ESG 投資へ関心が高まっているところ、我が国の不動産は、ESG 対応に関する情報開示や ESG の観点からの不動産の評価が十分に進んでおらず、国内外の機関投資家等にとって投資適格と見なされないおそれがある。そのため、ESG 投資を我が国不動産投資市場に呼び込むための課題把握・環境整備を進め、我が国不動産市場の良質なストック形成と更なる成長を促進する。令和 4 年度は、令和 3 年度までの検討状況等を踏まえ、以下の内容を検討する。

<内 容>

○ESG 投資等の動向を踏まえた不動産投資市場の環境整備

- ・「不動産分野 TCFD 対応ガイダンス（令和 3 年 3 月）」の作成を踏まえ、TCFD 提言対応等の一層の促進のため課題や対応等を検討
- ・社会課題の解決にも資する投資や情報開示等を促進するため、E（環境分野）と S（社会分野）双方に効果がある取組を中心に、不動産分野の情報開示の考え方や評価手法等を検討

※TCFD：2015年に金融安定理事会が設置した「気候関連財務情報開示タスクフォース」

不動産への ESG 投資の基本的な考え方として リスク・リターンに加え中長期的に踏まえなければならない観点

災害への対応



風水害の予防 等

気候変動へ対応



省エネルギービルの建築

健康性・快適性の向上



緑地の整備



健康に配慮した快適な
オフィス空間 等

地域社会・経済への寄与



雇用・イノベーションの創出 等

超少子高齢化への対応

カーボンニュートラル、気候変動の環境課題に対応した TCFD 提言対応等の一層の促進

環境分野と社会分野の双方に効果がある取組を中心に、検討を推進

不動産証券化手法を活用した投資の促進

45百万円（前年度19百万円）

うち新たな成長推進枠45百万円

人口減少・高齢化により、空き家・空き店舗が増加する中、民間資金を活用し、遊休不動産を再生し、地方創生を実現していくことは大きな社会課題となっている。不動産特定共同事業は、地元投資家を含む幅広い投資家から、地域活性化に資する事業への資金調達を可能にすることでこうした社会課題解決に資する制度であるが、こうした社会課題の解決を目的とするSDGs・ESG投資の呼び込みや、地域に根ざした資金集めを可能とするクラウドファンディングの活用により、更に大きな効果を発揮することが期待される。しかし、こうした事例の蓄積・横展開が不足している状況にあり、潜在的可能性を發揮できていない状況にある。このため、SDGs・ESG投資の呼び込みやクラウドファンディングの活用といった新しい時代の流れに対応した不動産特定共同事業の形成促進を行う。

また、不動産証券化において、セキュリティトークン（※）を始めとするデジタル技術の活用が進みつつあり、また、その期待が高まっている。デジタル化の流れの中、投資家保護を確保するとともに適正な環境を整備するため、不動産特定共同事業におけるセキュリティトークン（ST）の流通に係る制度のあり方等について調査・検討する。

（※） ブロックチェーン等の分散型台帳技術（DLT）を用いたシステム上で発行・管理される電子的な証券の形態をとった証券。

<内 容>

○新しい時代の流れを取り込み地方創生を実現する不動産投資市場の形成促進

- ・SDGs・ESG投資の呼び込みやクラウドファンディングの活用を通じて、遊休不動産の活用等の社会課題の解決を図る不動産特定共同事業の形成促進

クラウドファンディングにより不動産再生を実現した例

【ちくらつなくホテル事業】

- ・FTKクラウドファンディングによって、老朽化で休館となっていた小学校の保養所を宿泊施設にリノベーションする資金を調達することで、不動産再生を通じた、地域活性化に貢献。

(改修前)

(改修後)



○金融技術の進展等を踏まえた適切な不動産投資の判断に資する環境整備

- ・不動産特定共同事業におけるセキュリティトークン（ST）の流通に係る制度のあり方等に関する調査・検討
- ・調査・検討結果を踏まえた適正なセキュリティトークン（ST）の活用に向けた制度運用の検討

4. 建設市場の環境整備

(1) 建設産業の働き方改革の実現

167百万円（前年度127百万円）

うち新たな成長推進枠75百万円

令和元年4月より施行された働き方改革関連法の成立に伴い、建設業については、令和6年4月より、時間外労働の上限規制が適用されることとなった。

長時間労働の是正等、建設業における働き方改革、生産性の向上の推進に向けては、関係者が総力を上げて取り組むことが必要である。このため、第198回国会（常会）において成立した新・担い手3法の趣旨も踏まえ、建設業の担い手（技術者・技能者）の確保・育成や長時間労働是正のための実効性のある制度運用、ICTツール等の活用を通じて生産性の向上をより一層の推進図っていく。

<内 容>

○適正な工期設定・施工時期の平準化等による働き方改革の推進

令和6年4月から、建設業についても罰則付き時間外労働上限規制が適用されることから、働き方改革及び生産性向上等の実現のため、以下の施策を実施

- ・建設業の週休2日の確保状況等について実態調査をし、好事例集の作成等を通じ、横展開を推進
- ・全地方公共団体の入札契約適正化の取組状況を調査・公表し、「平準化統一フォーマット」の普及・「平準化カルテ」の整備を図るとともに、個別団体への改善支援及び進捗状況・取組の「見える化」等を通じた施工時期の平準化等を推進
- ・生産性向上を加速させるため、ICTツールの活用事例の収集及びこれらの普及に向けた安全基準上の課題等を調査・検討
- ・地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手としての役割を全うするため、災害協定の普及・活用状況や重機保有の実態等の調査を行い、地域の災害対応力の強化に必要な改善策を検討

○建設技術者の働き方改革の推進

建設技術者の長時間労働の是正及び生産性向上のため、改正建設業法等を踏まえ、以下の施策を実施

- ・建設現場におけるICT技術の活用状況及び今後の活用推進を踏まえた技術者制度の更なる合理化に向け、建設業界の実態調査を行うとともに、更なる合理化に向けた方策の検討及び実現に向けた課題整理
- ・技術検定受検申請のオンライン化に向け、電子化による効率化及び不正防止の観点から、受検者のデータの照会や突合等を可能にする仕組みの在り方を検討
- ・今後の施工技術のICT化を踏まえ、現場を指揮管理する技術者の技術力の維持・向上を図るため、監理技術者講習やCPDの活用方策を検討

○新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体改正）の概要

品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法>

- 発注者の責務
 - ・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）
 - ・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）
 - ・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）
- 受注者（下請含む）の責務
 - ・適正な請負代金・工期での下請契約締結

- 発注者・受注者の責務
 - ・情報通信技術の活用等による生産性向上

- 発注者の責務
 - ・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択
 - ・災害協定の締結、発注者間の連携
 - ・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用

- 調査・設計の品質確保
 - ・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加

働き方改革の推進

生産性向上への取組

災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保

- 工期の適正化
 - ・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告
 - ・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）
 - ・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化<入契法>
- 現場の処遇改善
 - ・社会保険の加入を許可要件化
 - ・下請代金のうち、労務費相当については現金払い

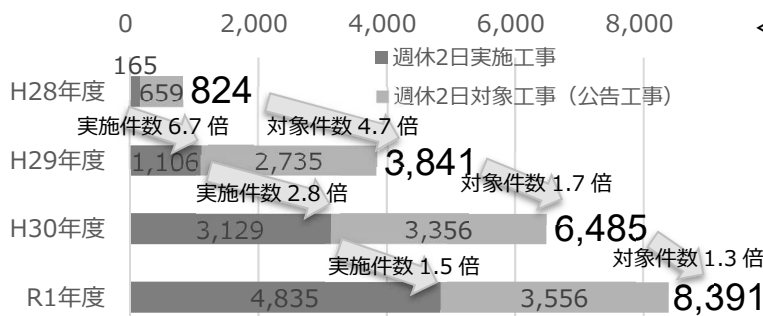
- 技術者に関する規制の合理化
 - ・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認
 - ・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要

- 災害時における建設業者団体の責務の追加
 - ・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化
- 持続可能な事業環境の確保
 - ・経営管理責任者に関する規制を合理化
 - ・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備

建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出>

○適正な工期設定等による働き方改革の推進

週休2日工事の実施状況（直轄）



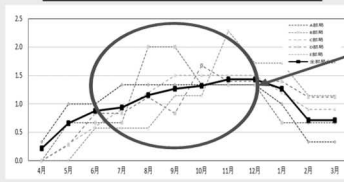
<週休2日の推進に向けた取組>

- 週休2日の実施に伴う必要経費を計上
- 週休2日交替制モデル工事の試行
 - モデルとなる維持工事等において工事従事者が交替で週休2日を確保
- 週休2日実施工事について工事成績評定において加点評価を実施

○施工時期の平準化等による働き方改革の推進

『平準化統一フォーマット』の機能

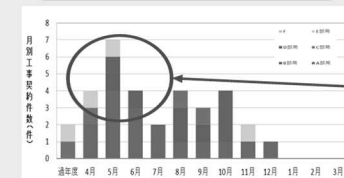
月別の平準化状況



部局別や発注金額別にグラフ化して見える化

発注見通しを入力すれば、平準化率等の変化をシミュレーションすることも可能

月別の工事発注件数



部局別や発注金額別に、自治体の発注時期の分布状況を視覚化

自治体ごとに『平準化カルテ』を作成



「さしすせそ」の実施状況をデータ化

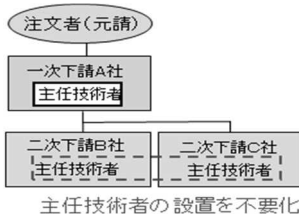
平準化率や発注時期の分布状況を把握

工事規模別の平準化率を分析

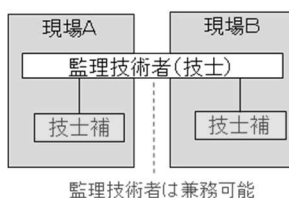
| 発注時期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 平準化率 |
|-------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1000万円以上 | 0.11 | 0.06 | 0.72 | 0.29 | 0.94 | 1.19 | 1.20 | 1.19 | 1.21 | 1.20 | 1.21 | 1.09 | 0.64 |
| 3000万円以上10000万円未満 | 0.31 | 0.40 | 0.59 | 0.77 | 0.91 | 1.23 | 1.24 | 1.24 | 1.26 | 1.24 | 1.26 | 0.99 | 0.44 |
| 500万円以上1000万円未満 | 0.07 | 0.38 | 0.93 | 0.67 | 0.99 | 1.12 | 1.20 | 1.43 | 1.55 | 1.47 | 1.29 | 0.66 | 0.42 |
| 100万円以上500万円未満 | 0.22 | 0.46 | 0.89 | 1.13 | 1.17 | 1.13 | 0.95 | 1.17 | 1.28 | 1.42 | 1.14 | 0.92 | 0.53 |
| 発注時期平均 | 0.20 | 0.43 | 0.67 | 0.88 | 0.99 | 1.19 | 1.19 | 1.36 | 1.44 | 1.41 | 1.24 | 0.93 | 0.65 |

○建設技術者の働き方改革の推進

専門工事一括管理施工制度



監理技術者補佐制度



ウェアラブルカメラによる遠隔施工管理

ICT技術の活用状況等を踏まえた技術者制度の更なる合理化

(2) 建設産業の担い手確保・育成

建設キャリアアップシステム普及・活用等を通じた建設技能者の処遇の改善

45百万円（前年度45百万円）

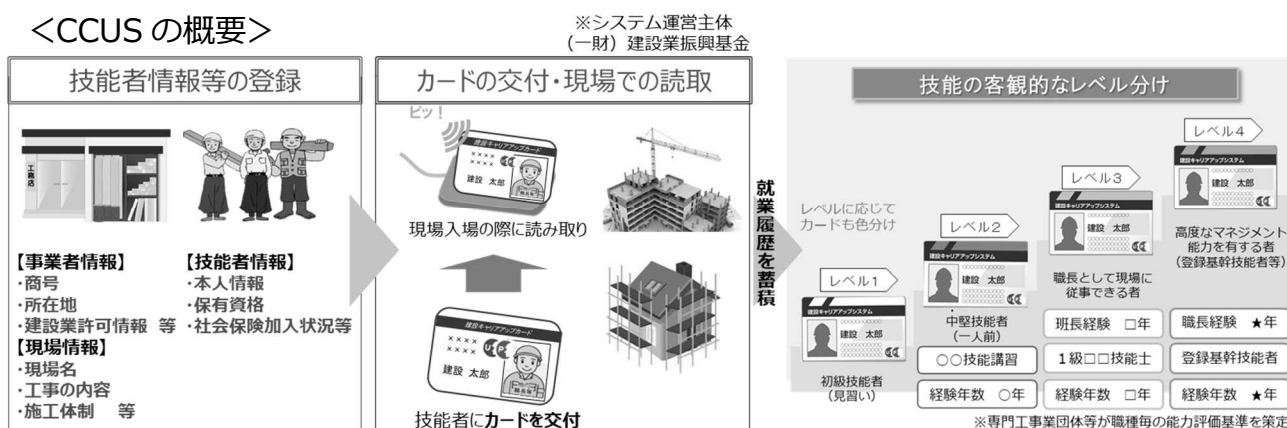
令和2年3月に取りまとめた「建設キャリアアップシステム普及・活用に向けた官民施策パッケージ」に基づき、建設業退職金共済制度との連携等による建設キャリアアップシステム（CCUS）の普及・活用等を通じ、建設技能者の技能と経験に応じた評価・処遇改善による建設業の担い手の確保・育成を図る。

<内 容>

○建設キャリアアップシステムを活用した建設産業における女性の定着促進支援

「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」（令和2年1月に国土交通省及び業界団体等が共同で策定）に基づき、建設技能者が就業履歴の蓄積により技能と経験に応じた適正な評価と待遇を受けることができる仕組みであるCCUSを活用し、建設業における女性の入職及び定着を促進する取組を行う。

<CCUSの概要>



女性の入職及び定着促進

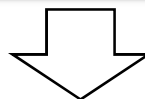
将来の担い手不足が課題となる中、女性の入職及び定着を促進することが重要

| | 建設業 | 産業計 |
|--------------|-------|-------|
| 女性の離職者数/入職者数 | 96.9% | 90.9% |
| 入職者に占める女性の割合 | 19.4% | 54.8% |

※令和6年までの間、それぞれ前年度比で減少（増加）させることが目標。

雇用動向調査（令和元年）を基に国土交通省で算出

「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」の策定



○女性の入職及び定着促進にCCUSを活用した優良事例の収集及び優良事例の創出支援、優良事例の横展開

○社会保険加入の徹底・定着

社会保険未加入企業に対し建設業許可・更新を認めない仕組みとする改正建設業法施行を受け、法定福利費を適正に行き渡らせるための施策と労働者単位での社会保険加入の徹底・確認強化を図るため、以下の取組を実施

- ・建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（関係省庁、業界団体等で構成）の開催
- ・法定福利費の更なる見える化の推進や法定福利費等の支払い状況実態調査の実施
- ・社保加入要件化に伴う一人親方化の実態把握、偽装請負防止に必要な取組の実施

社会保険加入

【企業単位・3保険の加入割合の推移】

| | |
|--------|-----|
| H23.10 | 84% |
| H24.10 | 87% |
| H25.10 | 90% |
| H26.10 | 93% |
| H27.10 | 96% |
| H28.10 | 96% |
| H29.10 | 97% |
| H30.10 | 97% |
| R01.10 | 98% |
| R02.10 | 99% |

※公共事業労務費調査（令和2年10月調査）

下請の次数が上がる
ほど加入割合は低下

元請：99.7%
1次下請：99.1%
2次下請：97.1%
3次下請：94.1%

【協議会の開催】

- ・協議会を中心に、関係省庁、建設業団体等が連携して、建設業における社会保険加入対策や処遇改善の取組を推進

【イメージ】



建設分野における外国人材の適正な活用の推進

237百万円 (前年度 220百万円)

うち新たな成長推進枠 55百万円

将来的に生産性向上や国内人材確保の取組を行ってもなお不足すると考えられる労働力を、外国人材の受入れによって中長期的に確保する必要がある。引き続き、有為な外国人材を確保するため、外国人材の適正な処遇の確保等の環境整備を行う。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、特定技能外国人受入数が伸び悩む中、元技能実習生等とのマッチング等により円滑な受入れを促進する。

<内 容>

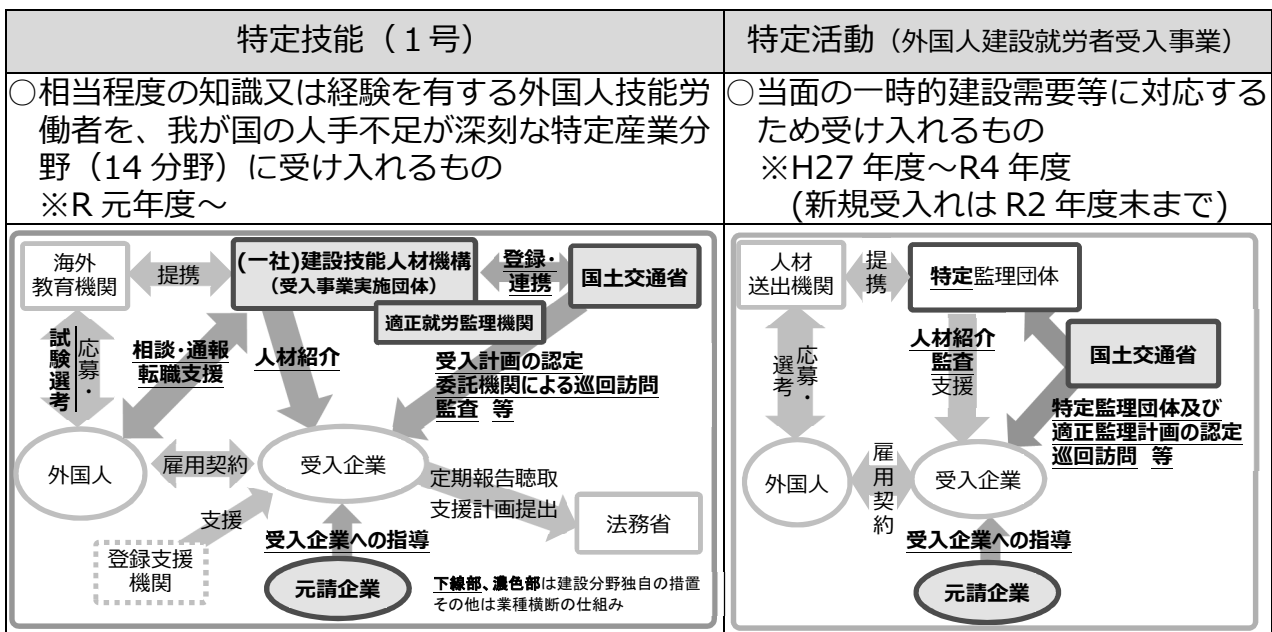
○ 特定技能外国人の円滑な受入れの促進

- ・ 現地送出国等と連携した元技能実習生等の募集・確保と受入企業とのマッチング支援
- ・ 海外試験実施のための現地調査及び環境整備

○ 外国人材の適正な就労の監理

- ・ 受入企業に対する監査
- ・ 受入企業等に対する巡回訪問・母国語相談
- ・ 外国人材の受入状況（賃金水準を含む）に係る実態把握調査
- ・ 外国人材就労管理データベースの維持・運営 等

<在留資格別 建設分野における外国人就労者受入れの仕組み（概要・スキーム）>



<「建設特定技能受入計画」における国土交通大臣認定の主な審査基準>

- (1) 同一技能の日本人と同等額以上の賃金を支払うこと
- (2) 特定技能外国人に対して、月給制により報酬を安定的に支払うこと
- (3) 建設キャリアアップシステムに登録していること

建設職人の安全・健康の確保の推進

11百万円（前年度11百万円）

建設工事の現場での災害により、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体で年間約400人もの尊い命が失われている。このような状況の中、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づく基本計画（平成29年6月9日閣議決定）が策定され必要な施策を展開しているところである。

建設現場における安全衛生対策の着実な実施に向け、安全衛生経費が着実に支払われる仕組みの構築、安全衛生経費の重要性や必要性を普及させるための広報等、安全衛生対策を全国に展開していく取り組みを引き続き実施し、建設職人の安全・健康の確保の推進を図る。

<内 容>

- 安全衛生経費の着実な支払いに必要なツール作成
 - ・「安全衛生対策項目の元請・下請間の確認表」の作成
- 安全衛生経費の重要性・必要性に関する戦略的広報
 - ・安全衛生経費に関する広報資料の作成
- 安全衛生の推進のための取り組み
 - ・地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議の開催

建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画
(平成29年6月)

はじめに 現状と課題

第1 基本的な方針

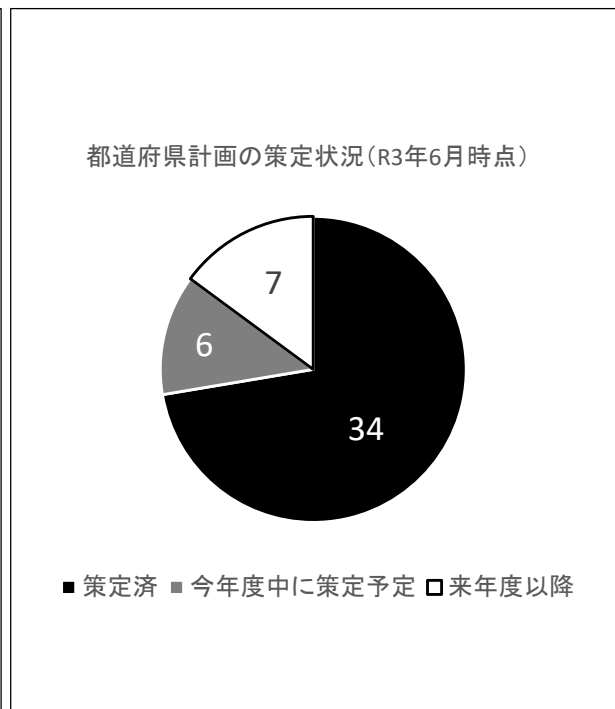
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定
2. 設計、施工等の各段階における措置
3. 安全及び健康に関する意識の向上
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

第2 政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等
2. 責任体制の明確化
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施
4. 建設工事の現場の安全性の点検等
5. 安全及び健康に関する意識の啓発

第3 総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策
2. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化
3. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた先進的取組
4. 基本計画の推進体制
5. 施策の推進状況の点検と計画の見直し



建設職人の安全・健康の確保のため、幅広い取組を展開
(R4年度:安全衛生経費の着実な支払いツール作成等)

地方ブロックでの会議開催等により地方における
基本計画の策定を支援

(3) 建設産業の生産性向上の推進

生産性向上に向けた地域建設産業の持続性の確保

1 1 百万円（前年度 1 1 百万円）

中小・中堅建設企業の生産性向上は必要不可欠であるが、個社レベルでは投資資金・人材が限られており、またノウハウが十分に蓄積されておらず、取組が進捗していない。

そのため、DX対応や企業活動の継続促進に関する相談支援等を行うことで、地域における中小・中堅建設企業の生産性向上と持続性確保を推し進めるとともに、新型コロナを契機としたデジタル化に向けた普及啓発を通じて、建設業におけるDXを促進する。

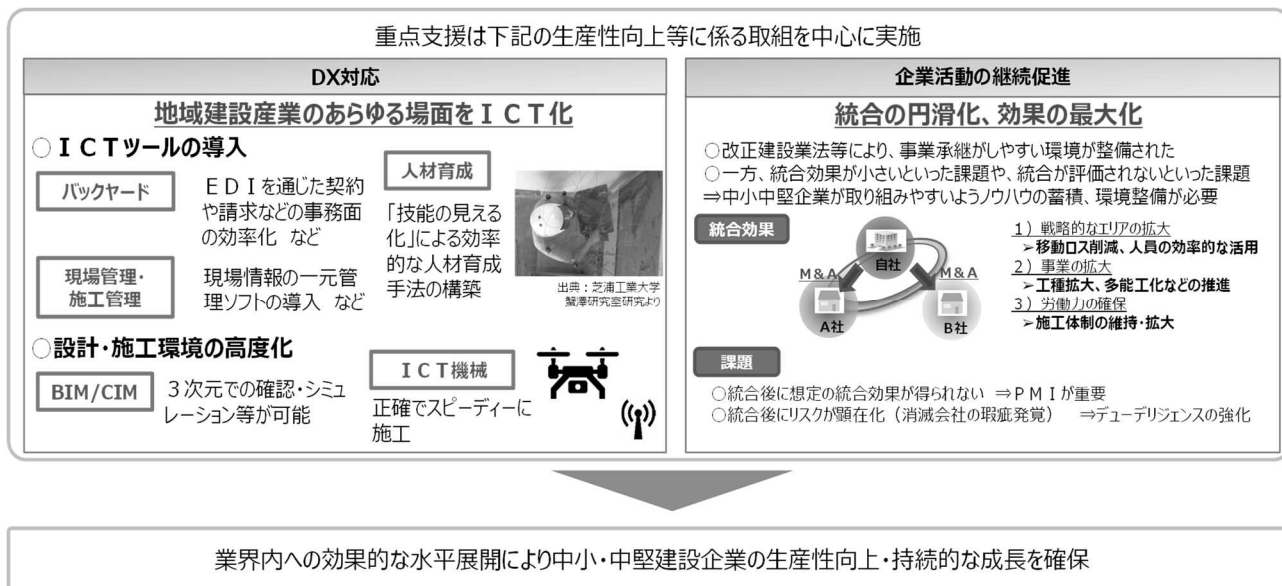
<内 容>

- ・建設産業に精通した中小企業診断士等の専門家よりアドバイスを受けられる「相談支援」、また、特に中小・中堅建設企業が抱える課題解決の参考となるモデル性の高い取組を重点的に支援する「重点支援」を実施

<推進する主な取組> ・DX対応（ICT技術活用など）

- ・企業活動の継続促進（特にM&Aなど）

- ・本支援での事例を通じて、取り組む際の手法や留意点等に関する手引きや事例集を作成し、効果的な水平展開を実施



5. 建設産業・不動産の海外展開の推進

建設企業等のための海外ビジネス環境整備・機会創出

121百万円（前年度76百万円）

うち新たな成長推進枠45百万円

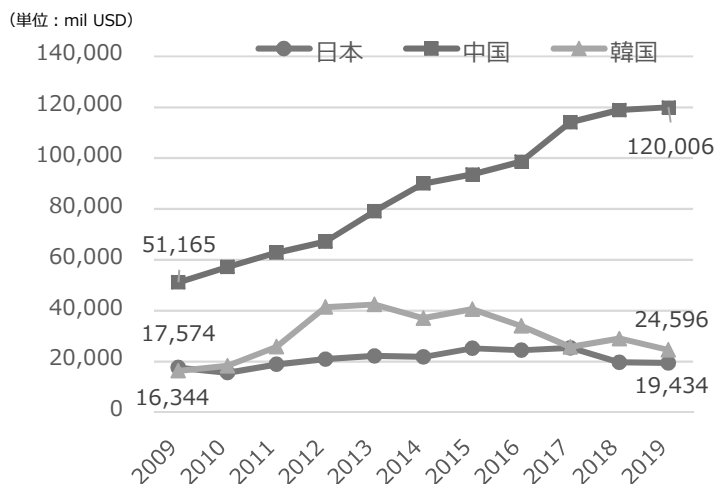
「成長戦略フォローアップ」や「インフラシステム海外展開戦略2025」において、質の高いインフラの海外展開に向けた取組を官民一体で推進することが求められており、また、建設業の持続的な成長を図るためにも、我が国建設企業等の海外における事業展開はますます重要性を増している。

こうした状況を踏まえ、我が国建設企業等の海外展開に係る基盤強化や海外建設事業に係る法務支援等のビジネス環境の整備を行うとともに、民間企業単独では難しい新たなビジネス機会の創出を図る。

<内 容>

- ビジネス環境の整備（二国間の枠組構築・関係強化、制度整備・普及・人材育成支援）
 - ・ 二国間会議等での建設業に係る意見交換や、日本の建設関連制度等の売り込み
 - ・ 海外建設事業に係る法務支援 等
- ビジネス機会の創出（中堅・中小企業の海外進出支援、第三国への展開等）
 - ・ 協議会（JASMOCC）を通じた情報共有や現地への海外訪問団派遣 等

日・中・韓の海外受注実績推移



出所:ENR(Engineering News-Record)



中堅・中小企業海外訪問団
(現地でのビジネスマッチングの様子)



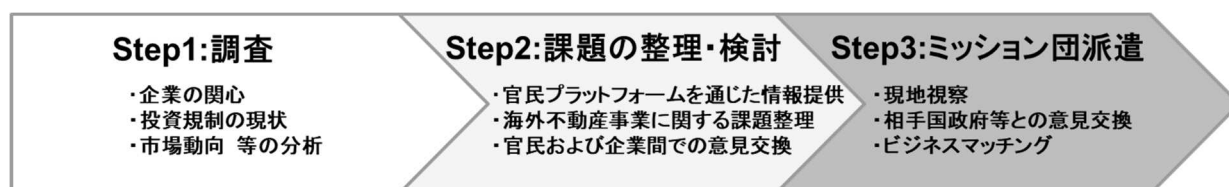
オンライン海外訪問団
(現地大学との合同就職説明会の様子)

不動産企業の国際ビジネス支援

20百万円（前年度11百万円）

アジア新興国等の不動産開発市場は今後も成長を続ける見込みであり、我が国不動産企業が、これらの成長市場におけるビジネスを拡大することは極めて重要である。これらの市場では、各国特有の規制等も存在し、我が国不動産企業にとって参入負担が大きいことから、不動産企業の海外進出に向けた官民プラットフォームである、海外不動産官民ネットワーク(J-NORE)を通じた情報提供や現地ミッション団の派遣等を行い、我が国不動産企業の国際展開を支援する。

<内 容>



- 新興国における不動産制度調査
 - ・ASEAN 等の市場調査、現地へのミッション団の派遣、制度整備支援
- 海外不動産官民ネットワーク (J-NORE) を通じた情報提供
 - ・海外進出に関する情報提供や国内セミナーの開催



海外不動産官民ネットワーク設立総会の様子

6. デジタル・ガバメントの推進（デジタル庁一括計上経費）

建設業許可の申請手続等の電子化に向けた環境整備

300百万円（前年度10百万円）

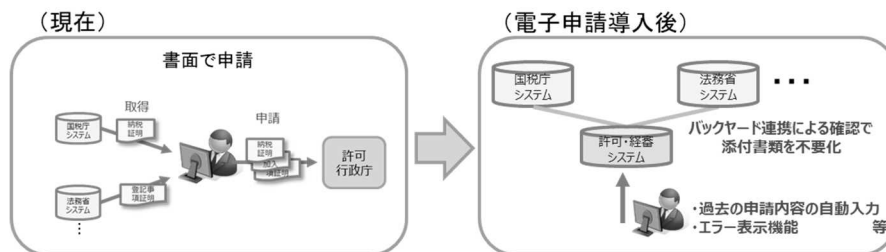
うち新たな成長推進枠300百万円

○建設業許可等の電子申請システムの試行及び運用

建設業許可等の申請手続を合理化するために電子申請システムを構築し、令和4年中に試行、令和5年1月より運用を開始する。

○システムの機能拡充

民間事業者団体が保有する情報を活用することにより、建設業許可等の申請時に添付が必要な資格情報等の確認資料を省略する仕組みや、公衆の閲覧に供する必要がある許可関係資料について、インターネット上で閲覧可能とする仕組みを構築する。



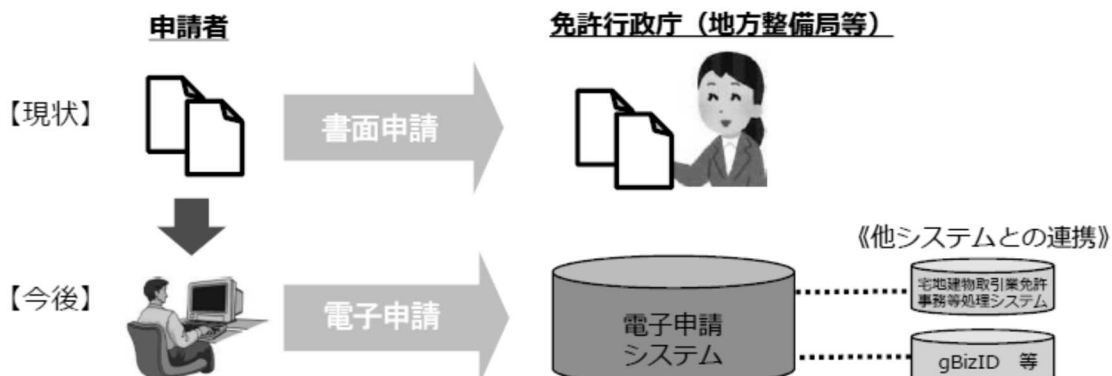
宅地建物取引業免許申請等に係る手続きの電子化の推進

280百万円【新規】

うち新たな成長推進枠280百万円

○新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び新たな生活様式の確立に向け、行政手続における書面・押印・対面規制の抜本的な見直しが急務となっている。

○こうした状況に対応するべく、政府方針（経済財政運営と改革の基本方針、デジタル・ガバメント実行計画等）に基づき、ポストコロナにおけるデジタル・ガバメントの実現に向け、対面・書面で行われている宅地建物取引業免許申請等をオンラインで実施するため、手続きの電子化を推進する。



(この冊子は、再生紙を使用しています。)